

統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について

_____ビル」の「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者_____に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与（消防法施行規則第3条の3第1項第1号）

管理権原者から統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火管理上必要な業務（消防法施行規則第3条の3第1項第2号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火管理上必要な事項（消防法施行規則第3条の3第1項第3号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (4) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項

【根拠条文】

統括防火管理者の資格…消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条

統括防火管理者の要件…消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条の3

統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件について

_____ビル」の「防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての防火防災管理
上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火・防災管理
者_____に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与（消防法施行規則第3条の3第1項第1号 第51条の11第1項第1号）

管理権原者から統括防火・防災管理者に「全体についての必要な業務等を適切に遂行するために必要な
権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関す
る権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関する権限
- (4) 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に
関する権限
- (5) その他統括防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火防災管理上必要な業務（消防法施行規則第3条の3第1項第2号 第51条の11第1項第2号）

管理権原者から、「全体についての防火防災管理上必要な業務等」について、次の内容について説明を
受けている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関す
ること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関すること。
- (4) 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に
関すること。
- (5) その他統括防火・防災管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火防災管理上必要な事項（消防法施行規則第3条の3第1項第3号 第51条の11第1項第3号）

管理権原者から、「全体についての防火防災管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受け
ている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 地震その他の災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (4) 地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する当該建築物その他の工作物の構造そ
の他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること。

【根拠条文】

統括防火管理者の資格…消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条

統括防災管理者の資格…消防法施行令（昭和36年政令第37号）第48条の2

統括防火管理者の要件…消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条の3

統括防災管理者の要件…消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第51条の11